バキューム実習

術者・患者の立場を体験

安全で快適な治療学ぶ

歯科臨床・学術学会部は、チェアサイド講座「アシスタントのためのバキュームテクニック」を1月19日、とみもと歯科医院（大阪市港区）で開いた。ベテラン衛生士の指導のもと、歯科助手ら10人が実習を交えてバキュームテクニックについて学んだ。

講師の冨本昌之氏は、「水や唾液を吸引するとともに、術者である院長などが治療部位をしっかり見えるように、治療の妨げとなる舌や頬をブロックする」というバキュームの2つの役割などを話した。

術者・患者・アシスト役にわかれ実技を行う参加者ら＝1月19日、大阪市内

協会作製の「バキュームビデオ」で口腔内の部位・名称、基本的な操作方法を視聴した後、実技で術者・患者・アシスト役を全員が体験した。バキュームチップの口腔内への挿入角度・あて方など、術者・患者の立場を理解できる実習となった。

また、患者が安全で快適に治療を受けてもらえるよう各患者（高齢者など）ごとへの対応の違いや、コミュニケーションの大切さなどが習得することができるセミナーであった。

参加者からは、「術者・患者役を体験する事で、問題点が明確になった」などの感想が寄せられた。

歯科・医科経税部

一人法人向け講習開く

定款変更義務への対策など

既存医療法人を対象にした「一人医療法人定款変更のポイント」の講習会を、協会顧問税理士団の和泉節夫氏を講師に1月19日、医科協会と共同で開き、65人が参加した。

改定医療法施行により、既存の医療法人は3月末までに定款変更が必要となり、非営利性を徹底した持ち分のない法人にする、内部管理体制の明確化、事業報告書の作成と決算書類の公開などを特徴としている。定款の変更・追加については、①決算関係書類の作成、閲覧、届出②監事の職務③会議の招集、定足数④公告の方法――の4点が必要となる。

和泉氏は注意点として「定款変更手続きについて、新しい法律の影響を受けるのは今年の3月末までに決算を迎える全ての医療法人である」としたうえで、定款の新旧対照表を具体的にどのように記載する必要があるのかを中心に、各書類を作成するにあたっての注意点を説明した。

（定款変更に関するお問い合わせは、協会・経税部までお願いします）

確定申告　個別相談会

【期間】　2月28日（木）～3月12日（水）
事前の予約制です。ご予約はお電話で協会（06-6568-7731）まで
①10時00分～　②13時00分～
③14時30分～　④16時00分～
※例年と異なる所得等がある場合は、予約時に必ずお申し出ください。
【担当】　協会顧問税理士団及び経税部
【費用】　医業所得のみの場合2万円（なお、白色申告で簡易計算のみは1万円）
※医業以外の所得や複数人数分のご相談には、別途費用が生じます。

＝持参していただく資料＝

①今年の確定申告書、青色申告決算書、付表医師・歯科医師用②前年の申告書控、決算書控、付表医師・歯科医師用③社保、国保収入（各月振込額通知書、年間振込額通知書）、自費収入明細資料④年間経費集計表（総勘定元帳など）⑤各種控除証明書（年金保険料控除証明書等）、市町村からの源泉徴収票など⑥他の所得（一時所得など）がある場合は金額を証明する書類

東大阪・八尾・柏原地区

出前講習会や歯科健診

口腔の役割やケア方法を解説

協会の東大阪・八尾・柏原地区は、訪問介護センターのスタッフを対象に1月15日、「摂食・嚥下障害における口腔ケアについて」をテーマに出前講習会を開き、17人が参加した。東大阪市内の訪問介護センター「なかま」から、ヘルパーを対象に口腔ケアの講習会依頼があり、講師を貴島真佐子氏が務めた。

貴島氏は、「なぜ口腔ケアが必要なのか？」について口腔の役割や機能面から口腔ケアの目的について述べ、口腔の名称、歯肉・舌および歯の観察ポイントについて、スライドを使って説明した。

口腔ケアは、器質的ケアと機能的ケアに分類され、摂食嚥下障害のある方には、この機能的ケアも必要である。そのために、まずきれいにする口腔ケアが重要であり、模型と歯ブラシを用い歯磨き方法や義歯の手入れ、自助具などについて説明し、適切な口腔ケアをすることで高齢者はおいしく食べることができるなど、QOLの向上にも大きく寄与すると述べた。

また、訪問介護センターのスタッフの役割は、退院後の患者さんの口腔衛生状態の安定・管理および口腔ケアの施行であるとし、誤嚥を疑う臨床所見や口腔ケアを実施する際のポイントを、実施場所・時間・実施姿勢・用具の選択面から分かりやすく解説した。

同氏は、「口の中に異常が見つかった場合や分からないことがあれば、かかりつけの歯科医に相談して欲しい。患者さんの表情がいつもと違うなど、異変を感じた時は何かある、口腔ケアをする際には誤嚥させないよう注意して欲しい」と締めくくった。

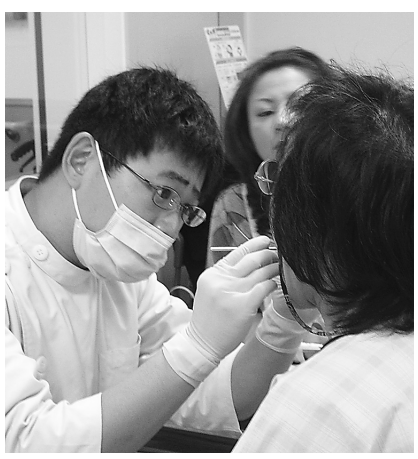

口腔内をチェックする伊津元博氏＝1月20日、八尾市内

人間ドック対象者に歯科健診

同地区は、医療生協八尾クリニックで1月20日、歯科健診に取り組んだ。同クリニックから、毎月実施している人間ドックの受診者を対象に歯科健診を実施して欲しいという依頼で、約2年前から取り組んでいる。

伊津元博氏（八尾市勤務）と歯科衛生士2人が出務し、36人が受診した。伊津氏は、受診者に口の中で気になるところを聞いたうえで口腔内をチェックし、口腔内状態の説明と今後どのような治療が必要かを丁寧に説明した。受診者からの相談にも丁寧に応対し、口の中で気になるところがある場合は早期受診を促した。

受診者には、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願署名に協力してもらった。

経営対策シリーズ2008

『保険医の経営と税務』

ご希望の会員には無料で送付

協会・保団連では、毎年の確定申告対策として、月刊保団連臨時増刊号『保険医の経営と税務』を発行しています。

今年は、ご希望の会員の先生方に限り無料で送付いたします。希望の先生は、2月15日を目途に協会経税部までお申し出ください。

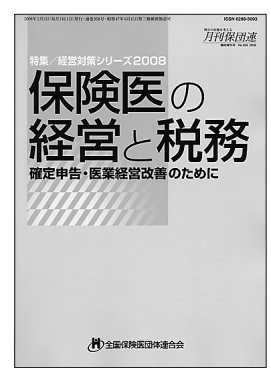

Ｂ５判　156ページ建て　定価1,500円
お問い合わせは　協会経税部　☎06-6568-7731へ

雇用Q&A

桂　好志郎（桂労務社会保険総合事務所所長）

求人の労働条件に拘束されるか

法的拘束力ないが著しく下回らない

Q　公共職業安定所を通じて採用した場合は、歯科医院が安定所に出した求人票に記載した労働条件に拘束されるのでしょうか？

A

○虚偽の求人広告を出す者に罰則も

職業安定法は「労働者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等、その的確な表示に努めなければならない」と定めています。そして虚偽の広告、虚偽の条件を呈示して労働者を募集した者には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとなっています。

○求人票記載の内容がそのまま契約内容となるのかについての基準は民事判例上確立しているとはいえません

「見込額」と「確定額」の差額請求を否定した裁判例では

①「求人は、労働契約申込の誘引であり、求人はそのための文書であるから、労働法上の規制（職安法第18条）はあっても、本来はそのまま最終の契約条項になることを予定するものでない」

②「民法上も、雇用契約において、その効力発生までに賃金が確定すれば足りることは当然である」として、求人票の条件がそのまま労働契約の条件にならないとしています。

裁判例のなかには、「公共職業安定所の紹介により成立した労働契約の内容は、…特段の事情のない限り、求人票記載の労働条件のとおり定められたものと解すべきである」とするものもあります。

賞与や昇給は、医院の経営状況の影響を受けやすい要素がありますが、中途採用者の場合、新卒者と違い賞与の月数・額や昇給のあり方が医院を選ぶときの重要な動機になります。

トラブルを避けるためにも、昨年実績か見込額を記載するほうがよいと思います。

なお労基法は、「使用者は、労働契約の締結に際し、…労働条件を明示しなければならない」と規定しています。求人票の内容と同一であっても、改めて労働条件を明示することに留意してください。

○トラブルを避ける意味から注意しておくことは

○試用期間中の賃金は自由に決められるか

試用期間がある場合は、その旨と期間、その間の求人条件を記入するようにしてください。それと大阪府の最低賃金は1時間731円（2007年10月20日発効）となっていますので、歯科助手の求人内容を「時間給900円、試用期間2カ月、その間の賃金時間給700円」とすると試用期間中の賃金は、最低賃金法違反ということになります。